

南あわじ市子育て応援シンボルキャラクター「ゆめるん」及び「ゆ
めるんロゴ」取扱要綱

平成24年11月22日

告示第91号

(趣旨)

第1条 この告示は、南あわじ市子育て応援シンボルキャラクター「ゆめるん
及び「ゆめるんロゴ」(以下「キャラクター等」という。)の取扱いに関し必
要な事項を定める。

(形状及び配色)

第2条 シンボルキャラクター「ゆめるん」の形状及び配色は、別図第1及び
別図第2のとおりとする。

2 「ゆめるんロゴ」の形状及び配色は、別図第3のとおりとする。

(承認の申請)

第3条 キャラクター等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、
あらかじめキャラクター等使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添
えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、キャ
クター等の使用の届出をもって前項の申請に代えることができる。この場
合において、市長は、当該届出を受理したことをもって次条に規定する使
用の承認をしたものとみなす。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めるとき。

(承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれか
に該当する場合を除き、キャラクター等の使用を承認する。

- (1) 市の信用又は品位を傷つけるおそれがあるとき。

- (2) 市の事業の推進を妨げるおそれがあるとき。
 - (3) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
 - (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
 - (5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用するおそれがあるとき。
 - (6) その他市長がキャラクター等の使用について不相当と認めるとき。
- 2 市長は、使用の承認に際し、必要な条件を付することができる。
 - 3 使用を承認する期間は、市長がその使用を承認した日から2年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。
 - 4 市長は、前3項の規定により使用の承認又は不承認を決定したときは、キャラクター等使用（承認・不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
 - 5 承認期間は、更新することができる。この場合における申請及び承認の手続については、前条及び第1項から第4項までの規定を準用する。

（承認内容の変更の申請）

第5条 前条の規定によりキャラクター等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、承認された内容を変更しようとするときは、キャラクター等使用承認内容変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請に対する承認又は不承認の通知は、キャラクター等使用（承認・不承認）通知書により行うものとする。

（使用料）

第6条 キャラクター等の使用料は、無料とする。

（遵守事項）

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用すること。
- (2) 第4条第2項に規定する条件に従うこと。
- (3) 承認を受けた内容について、これを他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (4) キャラクター等の定められた形状及び配色を正しく使用すること。
- (5) キャラクター等を使用する物品には、「南あわじ市子育て応援シンボルキ

キャラクター「ゆめるん」と表記を付すること。ただし、スペース等の関係により、当該表記を付することが困難と認められる場合は、「©：南あわじ市 2007」の表記をもって代えることができる。

- (6) 承認に係る物品の完成品を速やかに市長へ提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められる場合は、その写真等をもって代えることができる。

(承認の取消し等)

第 8 条 市長は、使用者が前条各号に定める事項を遵守しなかったとき又はこの告示のその他の規定に違反したときは、キャラクター等の使用の承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取消したときは、キャラクター等使用承認取消通知書（様式第 4 号）により使用者に通知するものとする。

3 使用者は、第 1 項の規定により承認を取り消されたときは、当該承認の取消の通知があった日以後キャラクター等を使用することはできない。この場合において、当該承認の取消しにより使用者に生じた損害に対し、市長は一切の責任を負わない。

4 市長は、キャラクター等の使用状況等を報告させ、又は調査することができる。

(責任の制限)

第 9 条 使用者は、キャラクター等の使用により第三者に損害を与えた場合は、市に損害を与えないよう適切に処理するものとする。この場合において、使用者が第三者に与えた損害に対し、市長は一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第 10 条 使用者は、キャラクター等の使用に際し、故意又は過失により市に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

(情報の公開)

第 11 条 市長は、キャラクター等の利用承諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

(その他)

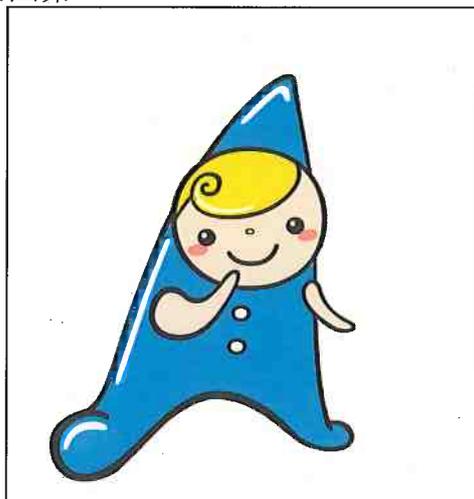
第 12 条 この告示に定めるもののほか、キャラクター等の取扱いについて必要

な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

別図第 1



備考

4色分解参考値

ブルー Cyan95%

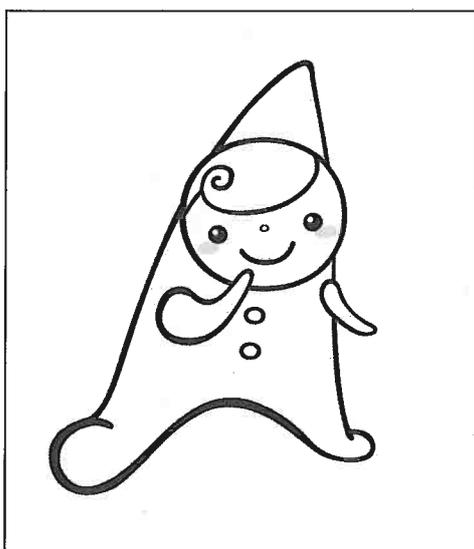
イエロー Magenta10%、Yellow100%

ベージュ Magenta10%、Yellow20%

ピンク Magenta45%、Yellow30%

ブラック Black100%

別図第 2



備考

4色分解参考値

グレー Black20%

ブラック Black100%

別図第 3



備考

4色分解参考値

ピンク Magenta50%、Yellow5%

ブラック Black100%